

ロシアの知的財産制度 (発明、実用新案、意匠の法的保護) (仮訳)

ウトキナ エレナ
仮訳 特技懇編集委員会

抄録

2008年1月1日、ロシア連邦の民法典(以下、CVRFとする。)が発効した。第4部の第72章は、ロシア連邦の特許法を扱っている。

CVRFは以下のように示している。

発明特許は、物品(又はその用途)又は製法に関する何らかの技術的解決について付与される。実用新案特許は、装置に関する何らかの技術的解決について付与される。

特許可能であるためには、クレームされた発明が新規で先行技術から見て進歩性があり、産業上の利用可能性がなければならない。クレームされた実用新案は、新規で、産業上の利用可能性がなければならない。

意匠特許は、物品の外観を定める工場製又は家内製物品の芸術的及びデザイン上の解決に付与される。

意匠は、その本質的特徴が新規で独創的であれば法的保護が与えられる。

出願日から起算した独占権の有効期間は、発明が20年、実用新案が10年、意匠が15年である。

特許の拒絶、付与、発明・実用新案・意匠出願の取下げ決定については、出願人は特許紛争評議会に審判請求して異議を申し立てることができる。

発明、実用新案、意匠の特許付与に関する全ての決定は、おのおのの原簿に登録される。

CVRFに基づき、受理、審査、付与および登録に関する新しい行政規則が2009年6月5日に発効した。

ロシア連邦知的財産特許商標庁(ROSPATENT)は、ロシア連邦の特許庁である。ROSPATENTには2つの重要な機関がある。その一つである連邦産業財産権機関(以下、FGU FIPSとする。)では、方式審査と実体審査が行われる。もう一つの部門はロシア国家知的財産教育研究所であり、その役割は、知的財産分野におけるスペシャリストの専門スキルの訓練及び強化である。

国の組織上、ROSPATENTは連邦教育科学省に属する。

そして、FGU FIPSの役割は、特許・実用新案・意匠出願の受理、審査及び登録、商標及びサービスマークの法的保護及び商標登録証の発行、原産地名称の法的保護及び登録証の発行、コンピュータープログラム・データベース・集積回路のトポロジーの公式登録出願の審査及び公式登録証の発行などである。

FGU FIPSの直近の再編の結果、新たな部門である特許紛争評議会が、第二組織から第一組織への加入形式をもって設立された。

FGU FIPSの再編後まもなく、法的保護の提供や審判手続に加え、ROSPATENTの意志決定に係るほぼすべての機能は、一つの機関、すなわちFGU FIPSに集約された。

発明、実用新案、意匠の特許出願審査は、審査部のシス

テム内で行われている。審査部には、方式審査部、発明・実用新案に関する16の専門家ユニット、意匠部などがある。

専門家ユニットは、FGU FIPSの2部門にまとめられている。化学・バイオテクノロジー・医薬部と、物理・応用機械部である。有機化学、バイオテクノロジー、医薬品化学、医薬分野の発明と実用新案の出願審査は、発明の対象に関連する化学・農業・バイオテクノロジー・医薬部で行われる。部内には8の審査課がある。



ロシア特許庁の外観



著者

- 有機化学
- 高分子&無機化学
- バイオテクノロジー
- 食品
- 医療
- 医薬
- 農業
- 冶金学・工学

そして、物理や応用機械などのもう一つの技術分野における発明と実用新案の出願審査は、発明の対象に関連する物理・応用機械部において行われる。ここにも8の審査課がある。

- 熱力学
- 電子工学
- コンピュータ工学
- 無線工学
- 輸送・特殊工学
- 軽工業
- 機器製造
- 採掘・建築

ROSPATENTの人員に関するデータとしては、事務スタッフは75人、FGU FIPSの全スタッフ数は約2600人である。これには、600人の特許審査官と約200人の商標審査官、約60人の特許紛争評議会の特許審査官も含まれる。

発明、実用新案、意匠に対しては、ロシア連邦の特許制度に基づき、法的保護が与えられる。

近代史における最初のロシア連邦の特許法は（もっとも古いロシア特許法は1812年に採択）、1992年に採択された。これは、特許保護という視点からすると、特に化学、バイオテクノロジー、医薬、医薬品化学分野において、最

も重要な法文である。なぜなら、「物質」、微生物による方法及び微生物自体など様々な微生物学的な対象、そして、病気に対する診断、予防及び治療する方法も特許によって保護される対象のリストに含まれたからである。特許可能な発明の対象のリストが提示されたのはこれが初めてであった。

特許法第4条、第2項、第2号：

特許の対象となるものは、装置、方法、物質、微生物株、植物若しくは動物の細胞培養物、及び既知の装置、物質、株の新用途への使用。

発明は、それが新規なもので、進歩性を有し、かつ産業上利用可能なものであるときは、法的保護が与えられる。

この事実の重要性はいくら強調しても良い。事実上、ロシア連邦の発明の法的保護の理論及び実務を発展させる方向性を定めたからである。

2003年2月7日付の連邦法「ロシア連邦特許法の変更及び追加の導入について」は、2003年に発効した。

本法の採択及び発効は、知的財産の法的保護分野におけるロシアの法制度を向上させるべく行われてきた作業の最終局面であった。ロシア連邦の法律における関係する改正、そして知的財産分野における数多くの国際的な取り組みの要請も十分に考慮された。

2003年2月7日付のロシア連邦の改正特許法の改正事項は、特許保護の運用において非常に重要なものだった。新たな文言の導入により、バイオテクノロジー分野での発明の特許を受けることができる対象の幅が広がり、ロシア特許法の規則は対応する国際ルールにより近づくことができた。ロシア連邦の改正特許法におけるそのような改正の一つが、発明の対象の冗長なリストの廃止であった。

特許法第4条、第1項：

発明の対象は、物（たとえば装置、物質、微生物株、植物若しくは動物の細胞培養物）又は製法（物的手段を用いて有形物に行為を行う方法）に関する何れかの分野における技術的解決である。

2003年採択の法改正により、遺伝的構造、特に、遺伝子組み換え生物：遺伝子組み換え（トランスジェニック）植物、遺伝子組み換え（トランスジェニック）動物、形質転換細胞のような対象も、特許可能な発明として認められた。

よって、形質転換した（遺伝子組み換え）原核細胞、真核細胞、トランスジェニック植物及びトランスジェニック

動物も、ロシアでは特許可能となった。

そしてついに、2008年1月1日、ロシア連邦の民法典が発効した。第4部の第72章はロシア連邦の特許法を規定している。つまり、特許法はロシア連邦民法典の一部である。そして、いまやロシア連邦民法典は、ロシア連邦の知的財産の法的保護に関する唯一かつ主要な法文である。

第72章に加え、第69章もロシア連邦民法典では重要な役割を果たしており、中核となる条文の一つが第1225条である。内容を以下に示す。

第1225条 保護対象となる知的活動の成果及び個別の方法

法的保護（知的財産）を付与される知的活動の成果、及び法的要素、製品、作業、サービス、企業の個別の方法は、以下の通りである。

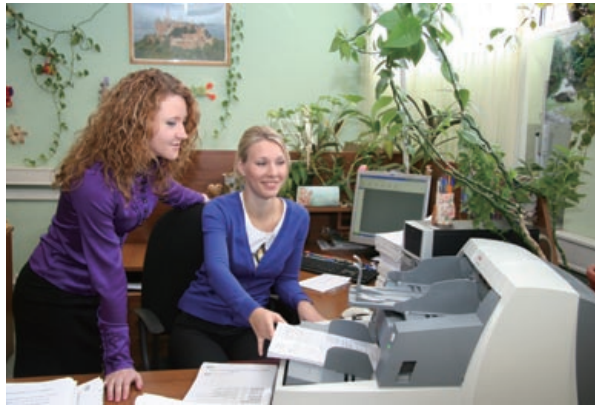
- 1) 科学、文学及び芸術作品
- 2) コンピュータ・プログラム
- 3) データベース
- 4) パフォーマンス
- 5) 表音文字
- 6) ラジオ放送またはケーブル経由のテレビ放送の放映または伝播
- 7) 発明
- 8) 実用新案
- 9) 意匠
- 10) 精選技術
- 11) 集積回路の回路配置
- 12) 製造の秘密（ノウハウ）
- 13) 商号
- 14) 商標及びサービスマーク
- 15) 原産地名
- 16) 会社名

2. 知的財産は法によって保護されるものである。

ロシア民法典は、第1350条に定められた通り、発明の定義を規定している。

1. 物（たとえば装置、物質、微生物株、植物若しくは動物の細胞培養物）又は製法（物的手段を用いて有形物に影響を及ぼす製法）に関する何れの分野における技術的解決は、発明として保護される。
2. 発明は、先行技術によって予測されない時は、新規なものとみなされる。

発明は、技術水準からみて、当該技術の熟練者に自明で



同僚の審査官 (1)



同僚の審査官 (2)

ないときは進歩性を有する。

実用新案については、装置に関する技術的解決は、実用新案として保護する。

実用新案は、新規なものでかつ産業上利用可能なものであれば特許性があると認める。

実用新案は、その本質的特徴全体が先行技術によって予測されないときは新規なものである。

意匠については、工業的に又は職人により製造された物品の芸術的及びデザイン上の表示であって、当該物品の外観を定義するものは、意匠として保護する。

意匠は、本質的特徴が新規かつ独創的なものであるときは、法的保護を与える。

意匠の本質的特徴には、物品の外観の審美的及び／又は人間工学的な特性を定める特徴、特に、形状、輪郭、装飾及び色の組合せが含まれる。

知的財産の法的保護の分野におけるロシアの法制度の整備により、発明の法的保護の有効性が高まった。

ロシア民法典の第4部は、特許法の位置付けを明確にしただけでなく、特許保護対象からの除外を多数とりあげて

いることを強調すべきだろう。以下は、第1349条である。

以下のものは特許権の対象ではない。

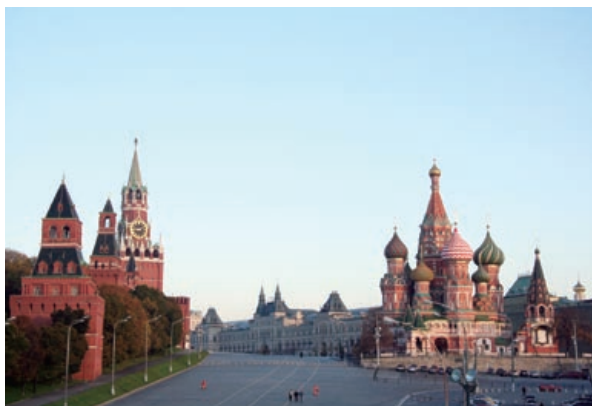
- 1) ヒトのクローン化方法
- 2) ヒト胚細胞株の遺伝的同一性の改変方法
- 3) 産業及び商業目的のヒト胚の利用
- 4) 公共の利益、人間性及び道徳の原則に反する提案

このリストは説明のためのもので、限定的なものであり、この技術分野において「公共の秩序」と「道徳」という概念に具体例を与えるものと見るべきである。除外の目的として、ヒトのクローン化方法とは、胚分裂技術など、他の人間または死んだ人間と同じ核遺伝子情報を有する人間を作することを意図したあらゆる方法と定義されるかもしれない。ヒトの胚を産業または商業目的に使用することを除外するのは、幹細胞（ヒト胚由来でない）を使用する治療又は診断目的の発明に影響を及ぼさない。

ロシア特許法制度は他にも例外を設けている。例えば、第1350条第5項及び第6項は、

5. 次に掲げるものは発明とはみなされない。
 - 1) 発見
 - 2) 科学的理論及び数学的方法
 - 3) 審美的要求を充たすことを意図した、製品の外観のみに関する提案
 - 4) ゲームのルール及び方法、知的又は事業の活動
 - 5) コンピュータ・プログラム
 - 6) 情報の提示に関する提案

本段落に基づき、特許出願において上記内容そのものに言及する場合にのみ、上掲のものを発明とみなしてはならない。



赤の広場—モスクワの中心

6. 次に掲げるものには、発明の法的保護は与えられない。

- 1) 植物品種及び動物品種及びそれを得る生物学的方法。
ただし、微生物法及びその方法の使用による得られる物を除く。
- 2) 集積回路の回路配置（トポグラフィー）

ロシア連邦民法典の第4部第1363条第1項は、独占権の有効期間について定めている。

発明—20年

実用新案—10年

意匠—15年

そして、第1363条第3項は、医薬に関する発明の独占権について定めている。

発明、実用新案、意匠への独占権は、知的財産に関する連邦の行政府による発明、実用新案、意匠への特許付与に基づいた、公的な登録を条件とし、認められ保護されるべきものである。

Elena Utkina. メール：eutkina@rupto.ru

profile

ウトキナ エレナ

Eメール：eutkina@Rupto.RU

学歴；

- | | |
|-----------|--|
| 1966 | 特別学校 N1 を卒業。英語による数科目の教育学を学ぶ。(ロシア、モスクワ) |
| 1967-1971 | モスクワ教育大学化学部。専攻は有機化学。(ロシア、モスクワ) |
| 1971-1975 | 実験臨床腫瘍機関。専攻は生物活性化合物、医薬組成物。 |
| 1979-1981 | ロシア国家知的財産教育研究所。専攻は特許審査官。 |

科学の学位；博士号。

職歴；

- | | |
|-----------|---|
| 1975-1979 | 生物医薬品化学機関にて、研究員を務める。(ロシア、モスクワ) |
| 1979-2009 | ロシア特許庁・連邦産業財産権機関の化学、医薬、バイオテクノロジー、医薬テクノロジー部所属。副代表を務める。 |

言語；英語